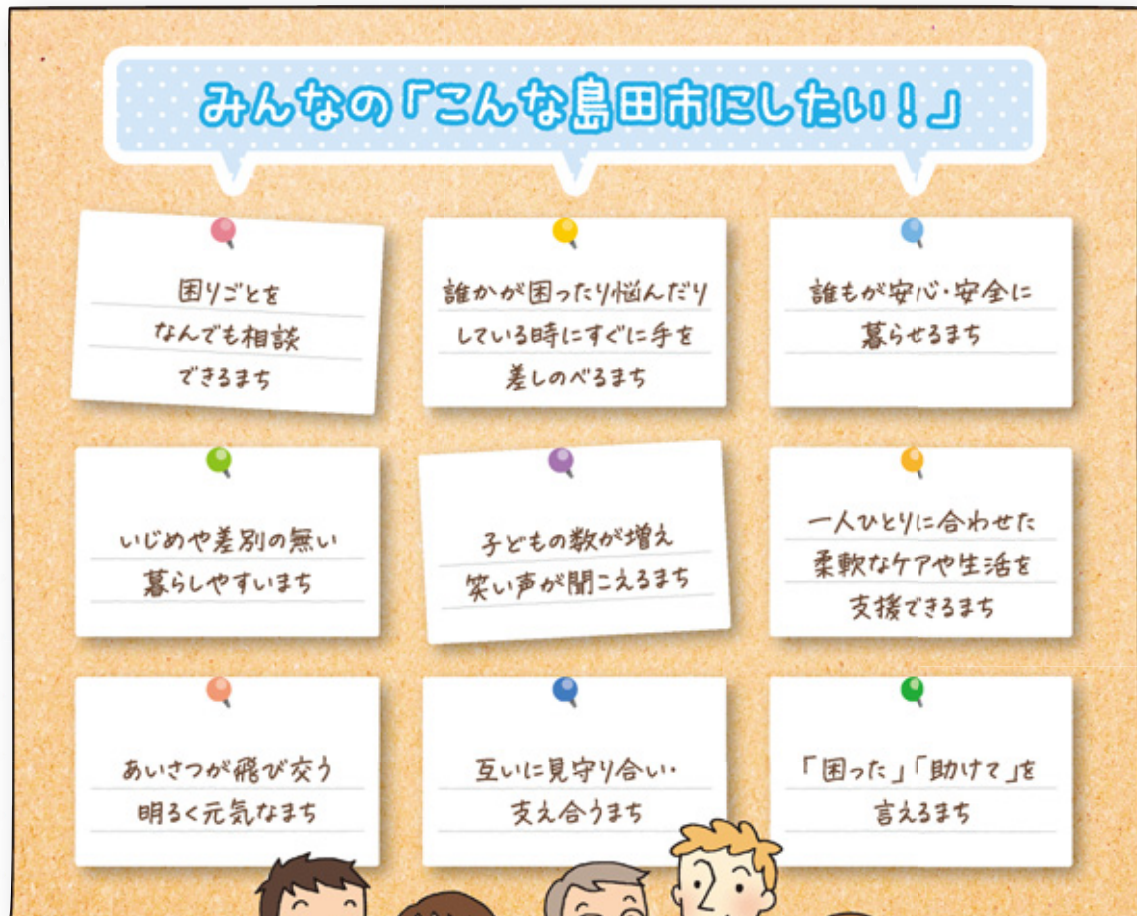


島田市地域福祉計画・ 島田市地域福祉活動計画

概要版

〈計画期間：令和4年度～令和8年度〉



令和4年3月

島田市

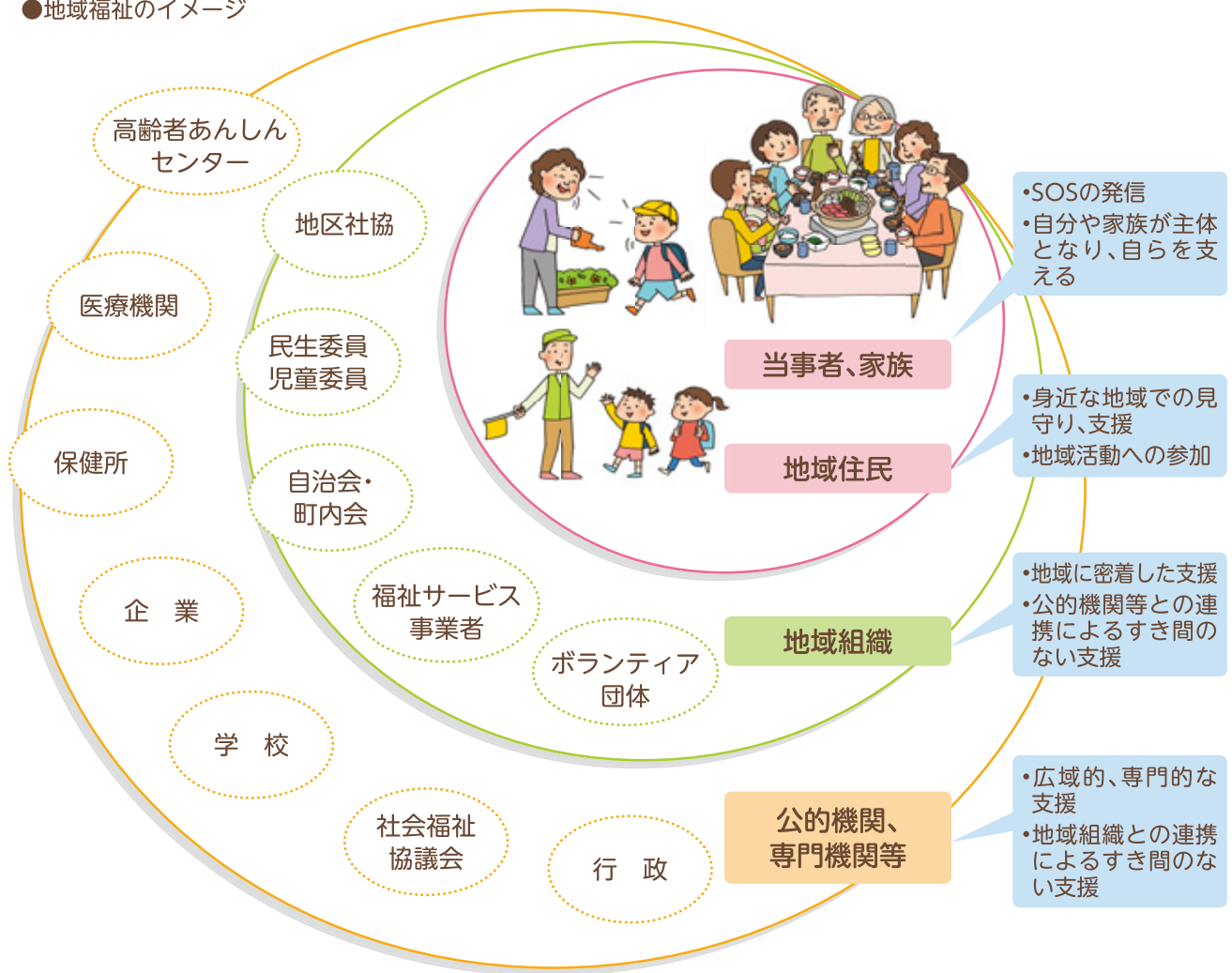
社会福祉法人島田市社会福祉協議会

地域福祉って何??

地域福祉とは、誰もが様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等がお互いに支え合い・助け合いながら課題解決に取り組む考え方です。

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、全国的に人口減少が進み、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。島田市(以下、「本市」という)も例外ではありません。そうした要因から福祉に対するニーズが多様化・複雑化する中、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに支え合い、助け合うことが必要となります。

●地域福祉のイメージ



基本理念と施策の体系図

基本理念

きづきあい みとめあい 共に生きるまち 島田

「きづきあい」

- 地域住民が福祉課題に「気づく」、課題解決のための仕組みを「築く」2つの意味を表します。
- 地区社協、専門機関の関係づくり、社会福祉法人との連携等を「築く」という意味も含まれます。
- 「気づく」「築く」ことで、「誰一人取り残さない」社会を実現します。

「みとめあい」

- 地域の中で、個々の多様な価値観、生活様式等を「認め合う」ことのできるまちを目指します。
- 既存の支援の枠組では対応が難しい「制度の狭間」の問題や生活課題の多様化・複雑化を受け入れます。

「共に生きるまち」

- 誰もが支え合い、自分らしく生きられる「共生社会」を表します。
- 市民や地域、事業者、行政、関係機関等が一体となって地域福祉活動に取り組む島田市を目指します。

●施策の体系図

基本目標	施策	取組
 <p>1 福祉を身近に感じる 環境づくり</p>	(1)福祉を「知る」機会の充実 (2)福祉を「学ぶ」機会の充実 (3)地域におけるふれあい・交流機会の充実	◎広報・啓発活動の充実 ◎子どもに対する福祉教育の推進 ◎地域における福祉教育の推進 ◎地域での交流促進
 <p>2 福祉課題を 解決することができる 地域づくり</p>	(1)地域を支える人材の育成 (2)地域福祉推進体制の整備、 発展 (3)安全・安心を守る活動の推 進	◎活動への参加促進 ◎ボランティア活動の推進 ◎団体への支援 ◎関係機関との連携や情報共有 ◎地域の居場所づくり ◎地域福祉の総合的な体制整備 ◎防犯等に関する情報提供と啓発 ◎地域の見守り活動の推進 ◎支援を必要とする人への対応 ◎緊急時・災害時に備えた体制の強化
 <p>3 様々な困りごとを 受け止め 解決につなげる 体制づくり</p>	(1)相談支援・情報提供の仕組 みづくり (2)誰もが尊重される仕組みづ くり (3)生活をしやすいするための 支援の充実	◎包括的な相談支援体制の構築 ◎相談支援の充実 ◎ユニバーサルデザインの推進・デジタルデ バイド対策 ◎誰もが尊重される仕組みづくり ◎成年後見の利用の促進へ向けた体制の整 備 ◎課題に応じた支援の充実

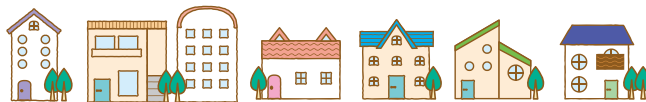
課題解決へ向けた体制の構築

本市では、以下の体制により地域の課題に対応していきます。

支援を必要とする人が声を出しやすい地域
支援を必要とする人を見つけやすい地域

基本目標 1

福祉を身近に感じる環境づくり



基本目標 2

福祉課題を解決することができる地域づくり



既存のサービス

- ・介護保険、障害福祉
- ・民生委員による見守り
- ・地域住民の自主的な支援等



新規のサービス開発

- ・小地域福祉活動(生活支援サービス)
- ・支援を必要としている人の把握
- ・協力人材の募集
- ・活動できる仕組みづくり等

きづきあい みとめあい
共に生きるまち
の循環図

自分・家族から
発信・相談

活動時・訪問時に
発見

地域住民・民間事業者

連携

行政・専門機関

対応を関係者で協議

- ・個別・小地域ケア会議
- ・生活支援をつなぐ会(協議体)
- ・サービス担当者会議
- ・担当者間打ち合わせ等

サービス提供後に、
定期的なふりかえり
支援の見直し



基本目標 3

様々な困りごとを受け止め
解決につなげる体制づくり



基本目標 1 福祉を身近に感じる環境づくり

●市民の声



福祉に対して、関心のある人にはより充実した情報提供を、無関心の人には関心を持ってもらえるようなきっかけづくりが必要と思われます。(市民福祉意識調査)

出前講座の充実等、子どもに対する福祉教育を進めてほしいです。
(地域福祉活動団体懇談会での意見)



障害を特別視しないためにも、もっともっと広い世代や障害のある人との交流、日常的なかかわりのできる環境になればと思います。
(市民福祉意識調査)



基本目標 1

福祉を身近に感じる環境づくり

地域福祉を推進するためには、まず一人ひとりが福祉について関心を持ち、正しく理解することが重要です。福祉を知る機会や学ぶ機会を充実し、市民の福祉に対する関心を高めるとともに、理解促進を図ります。

また、地域住民同士がふれあい、交流する機会の充実を図ることで、地域住民同士の関係づくりを促し、生活課題や異変に気づき、早期に発見、対応することができる環境づくりを進めます。

施策	取組	市・社協の主な具体的な取組
(1) 福祉を「知る」機会の充実	◎ 広報・啓発活動の充実	● 島田市子育て応援サイト「しまいく」による子育て情報の発信 ○ SNSを活用した情報発信 ● ホームページの公開や動画配信による広報啓発
(2) 福祉を「学ぶ」機会の充実	◎ 子どもに対する福祉教育の推進	● 学校教育における福祉教育の推進 ● 子どもの福祉体験学習の実施
	◎ 地域における福祉教育の推進	● 市政出前講座(ふれあい しまだ塾)の実施 ● 各地区での懇談会や座談会の開催
(3) 地域におけるふれあい・交流機会の充実	◎ 地域での交流促進	● 老人クラブ・シルバー人材センターへの支援 ● コミュニティスクール・地域学校協働本部事業 ● 多世代交流や障害のある人との交流の機会の創出

※黒字は市・社協共通の取組。

●市民や地域の役割



市民

- 地域のつながりの大切さに目を向け、福祉についての情報を入手しましょう。
- 自分が行事に参加するときには、地域の人に「参加しませんか」など、ひと声かけてみましょう。
- 子育てをしている人は、地域の中の子育ての先輩にアドバイスを求めてみましょう。



地域

- 地域の行事や集まりの場等で、地域福祉に関する情報共有をしましょう。
- 自治会や地区社協は、福祉をテーマにした学習会を開催し、地域福祉についての理解を深めましょう。
- 子どもに対して行う福祉教育について、保護者や地域も理解を深め、地域で助け合い・支え合いを実践できるようにしましょう。

基本目標 2 福祉課題を解決することができる地域づくり

●市民の声



活動の担い手、後継者の確保が難しくなっています。
(地域福祉活動団体懇談会での意見)

学校単位で地区社協の組織を
確立すべきと思います。
(市民福祉意識調査)



基本目標 2

福祉課題を解決することができる地域づくり

今後は、行政・専門機関による既存のサービスだけでなく、地域のことを最も理解している住民自身が小地域福祉活動を進めることが重要です。

そのため、地域を支える人材の育成やボランティア活動の推進、地域による防災・減災の取組の推進等、福祉課題を解決することができる地域づくりを進めます。

施策	取組	市・社協の主な具体的な取組
(1) 地域を支える人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ◎活動への参加促進 ◎ボランティア活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●社会教育講座の開催 ●学校外での活動の機会づくりや参加支援 ●認知症サポーター養成講座の開催 ●ボランティア活動者の育成
(2) 地域福祉推進体制の整備、発展	<ul style="list-style-type: none"> ◎団体への支援 ◎関係機関との連携や情報共有 ◎地域の居場所づくり ◎地域福祉の総合的な体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区福祉活動団体等への活動支援 ●地区社協の運営支援 ●関係機関等との連携・情報共有 ●社会福祉法人と連携した福祉課題への取組 ●居場所づくりの推進 ●居場所の運営支援 ●福祉ニーズや課題の把握 ○生活支援体制整備事業
(3) 安全・安心を守る活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎防犯等に関する情報提供と啓発 ◎地域の見守り活動の推進 ◎支援を必要とする人への対応 ◎緊急時・災害時に備えた体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全・防犯意識啓発の推進 ●犯罪被害者等支援の推進 ●ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業 ●見守り活動の推進 ●避難行動要支援者名簿の作成 ●福祉避難所設置運営マニュアルの作成 ●感染症対策への体制強化 ●災害ボランティアセンターの機能強化

※黒字は市・社協共通の取組。

●市民や地域の役割



市民

○身近な困りごと、支援のニーズを把握し「自分にできること」を発信しましょう。
○隣近所で気にかかる人に対して、良い意味で「おせっかい」の気持ちを持ち、見守り・助け合いの体制を築きましょう。



地域

○リーダーや役員への負担が集中しないよう、組織や地域全体でフォローしましょう。
○子どもたちの登下校の安全、不審者に対する対応、交通事故防止、青少年への声かけ、あいさつ運動等、地域ぐるみの取組や仕組みづくりを行きましょう。

基本目標3 様々な困りごとを受け止め解決につなげる体制づくり

●市民の声



権利擁護のための活動や生活支援員の仕事は、ますます重要になってきていると思います。(策定委員会での意見)

8050問題が福祉の網からこぼれており、表面化しづらいのではないかと
思います。(地区福祉懇談会での意見)



基本目標3

様々な困りごとを受け止め解決につなげる体制づくり

生活課題の多様化・複雑化に伴い、制度の狭間の問題が顕在化する中、福祉課題を解決するためには、あらゆる福祉課題を受け止め、解決につなぐための仕組みづくりが必要です。断らない相談支援により福祉課題を早期に発見するとともに、包括的な支援体制を構築し、関係機関との連携による適切な対応につなげます。

また、誰もが人格や意志を尊重され、自分らしく地域で生活を送ることができるよう、一人ひとりの権利を守る施策の推進を図ります。

施策	取組	市・社協の主な具体的な取組
(1) 相談支援・情報提供の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 包括的な相談支援体制の構築 ◎ 相談支援の充実 ◎ ユニバーサルデザインの推進・デジタルデバインド対策 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センター運営事業 ○ 包括的な相談支援体制の構築 ● 地域子育て支援センター事業 ● 福祉のまちづくりセンターの機能強化 ● ユニバーサルデザインに配慮した情報提供 ○ ICTを活用した取組の推進
(2) 誰もが尊重される仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 誰もが尊重される仕組みづくり ◎ 成年後見の利用の促進へ向けた体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 虐待の早期発見と早期対応に向けたネットワークの強化 ● 多文化共生のまちづくりの推進 ○ 成年後見支援センター(中核機関)の整備 ● 日常生活自立支援事業の実施
(3) 生活をしやすいするための支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 課題に応じた支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● ひきこもり相談・青少年相談の実施 ● 生活困窮者への支援の実施 ○ 新たな社会問題への対応を検討

※黒字は市・社協共通の取組。

●市民や地域の役割



○成年後見制度や日常生活自立支援事業など、権利を守るための制度について、その内容や目的を理解し、必要に応じて利用できるようにしましょう。
○少しの異変でも気づいた場合は身近な人に相談しましょう。



○行政や団体からの福祉情報を周囲の人に伝え、地域の中で情報を共有しましょう。
○地域の子どもや保護者に目を向け、みんなで見守りましょう。

推進体制

① 協働による計画の推進

市民や地域と社会福祉協議会や行政が協働し、地域の実情に応じた地域福祉施策を推進します。

② 島田市社会福祉協議会の基盤強化

島田市社会福祉協議会の基盤強化のため、以下の項目に取り組みます。

- 連携体制の構築
- 広報啓発活動の実施
- 職員の育成
- 財源の確保
- 災害時の対応

③ 連携体制の強化

庁内はもとより、行政や社会福祉協議会、関係機関、事業所、地域組織、関係団体、市民等の組織の枠や、保健、医療、福祉、教育、労働等の分野の枠を超え、横断的に連携する体制の整備に取り組みます。

また、行政と社会福祉協議会は適切な役割分担を行うとともに、役割が重複する施策、取組の実施に際し情報共有を進めることで、効率化や有効性の向上を図ります。

④ 計画の進行管理・評価

市民の代表や関係機関・団体の代表者からなる「島田市地域福祉活動推進委員会」を設置し、計画の進行管理や評価、見直しを行います。

計画の進行管理にあたっては、総合的かつ効果的に施策を推進するため、E B P M(証拠に基づく政策立案)に基づきP D C Aサイクルを活用します。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業へ反映するとともに、新たな課題についても解決に向けて取り組みます。

この概要版は、「島田市地域福祉計画・島田市地域福祉活動計画」の内容を要約抜粋したものです。詳しくは、本編をご覧ください。

本編は、島田市または島田市社会福祉協議会のホームページ他、以下の場所でご覧いただけます。
島田市役所各窓口：市役所総合案内、福祉課、支所、しまだ楽習センター、公民館、ふれあいセンター
島田市社会福祉協議会各窓口：島田市社会福祉協議会本所、かなや事務所、かわね事務所

島田市地域福祉計画・島田市地域福祉活動計画【概要版】

発行・編集

島田市健康福祉部福祉課

〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1

TEL:0547-36-7407 FAX:0547-37-0235

E-mail:fukushi@city.shimada.lg.jp

社会福祉法人島田市社会福祉協議会

〒427-0056 静岡県島田市大津通2番の1

TEL:0547-35-6247 FAX:0547-34-3261

E-mail:fureai@shimada-shakyo.jp

発行年月：令和4年3月